

Q 清算期間を1週間としてもよいか

A

清算期間は3ヵ月以内とされていますので、1週間でもかまいません。下限は特に定められていませんが、清算期間を1日とするのは1日の労働時間を固定することになって、フレックスタイム制の趣旨を損ないますので、実質的に2日以上になると考えられます。